

# 第1章

## 人権教育の基本的な考え方と進め方

# 第1章 人権教育の基本的な考え方と進め方

## 第1節 人権教育を進めるに当たって

### 1 人権についての基本的な認識

#### (1) 私たちの生活と人権

私たちは、人権について、日頃どれほど意識しながら生活しているのだろうか。

平成12年に愛媛県が実施した「人権に関する世論調査」には、県民の人権に対する意識の一端が示されている。

例えば、現在の社会で、人権が尊重されているかどうかについての問いに対しては、「そうは思わない」と答えた人が、「そう思う」と回答した人の1.5倍となっている。また、人権が身近に感じられるかどうかについての設問では、身近に感じる人、身近に感じない人が、それぞれ3割弱でほぼ同数である。

つまり、現在の社会の人権尊重の在り方については不十分とする考え方が多いにもかかわらず、人権を身近にとらえている県民は必ずしも多くない現状が浮かび上がるのである。

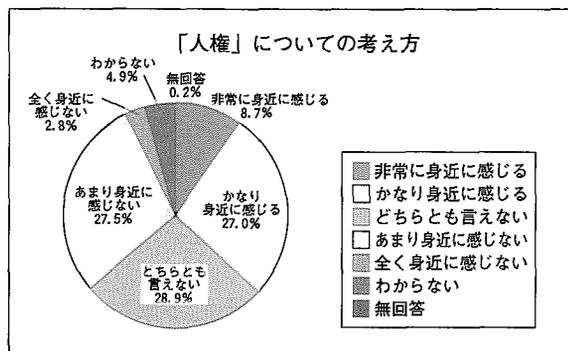
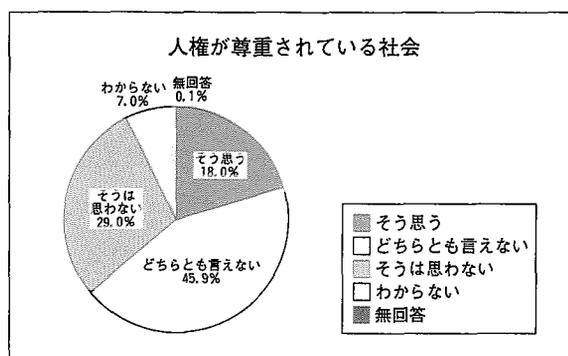
人権とは、私たちの生活に密接に関わっている人間らしく生きる権利すべてを指している。

人々が生存と自由を確保し、それぞれが人間らしく幸福に生きる権利ということもできる。具体的には、人は生まれながらに自由であり（自由権）、法の下に平等であり（平等権）、人間らしく豊かで、文化的に生きる権利（生存権などの社会権）などである。人権は、私たちの社会を成立させる最も重要な基盤であり、私たちの生活や平和も人権の尊重なしには成立し得ないのである。

私たちは、現在、自由に居住・移転することのできる権利や結婚の自由、職業選択の自由など、様々な人として生きる権利を享有しているが、それらが奪われたり、制限されたりしたら、一体どんな思いを抱くだろう。

#### (2) 歴史の財産としての人権

現在、私たちにとっては当たり前となっているこれらの諸権利も、長い歴史の中で、先人たちの、激しく、しかもたゆみなく重ねられてきた努力の果てに獲得され、そして制度として確



立されてきたものである。その成果が刻み込まれた記念碑的な文書が、例えば国連の世界人権宣言であり、我が日本国憲法であろう。

昭和23（1948）年、国際連合第3回総会において世界人権宣言が採択された。この宣言は、人権の無視及び軽侮が戦争という野蛮行為をもたらしたことへの痛切な反省のもとに、世界の国々が達成すべき人権尊重の基準を示すため作成されたもので、人間の尊厳と平等を譲ることのできない権利とし、世界の自由、正義及び平和の基礎であることを基本理念として掲げている。

それに先立つ昭和22（1947）年5月に施行された日本国憲法も、基本的人権の尊重を三大原則の一つとして位置付け、自由権、平等権、社会権、参政権、請求権などとして条文化するとともに、これを侵すことのできない永久の権利として明記した。

世界人権宣言を踏まえて、関係諸条約の締結や国際年の設定など、国際的な人権確立の取組が展開された。また同和教育を中核とする我が国の人権教育の取組は、日本国憲法を拠りどころに、その規定の具現化を目指して推進されてきたものにほかならない。

しかし、現在の社会は、同和問題をはじめとして様々な人権問題が今なお存在し、多くの人々が不合理な差別や偏見に苦しめられ、人権が不当に侵されているという現実が存在する社会である。意識調査にうかがえるように、そのことを実感する人々も数多い。

それゆえにこそ、歴史の中で蓄積されてきた取組の成果を、今後も不断の努力で継承するとともに、さらに人権確立の新たな地平を切り開いていくことを忘れてはならないのである。

言い換えれば、私たち一人ひとりが人権について常に関心を持ち、正しい知識や技能、態度を身に付けること、そのことによって一人ひとりの尊厳が守られ、差別のない明るい社会を確立していくよう努めることが重要なのである。

### (3) 人権問題と人々の人権意識

#### ア 人権問題について

最近の、様々な社会的事象に対する、人権の視点を踏まえた人々の反応などにうかがえるように、日本社会の人権意識が着実に深まってきていることは事実である。

しかし、それにもかかわらず、すでに述べたように、現在の社会にはなお、公的施策等にかかわって、また国民相互の関係において、様々な人権問題、差別や偏見・不合理が存在している。

例えば平成8年5月に出された、地域改善対策協議会（以下「地対協」という）の意見具申は、我が国固有の人権問題である同和問題について、「多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在している」と指摘しており、同和問題は、今日においても、依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない状況がある。

また、「人権教育のための国連10年」国内行動計画（平成9年）や愛媛県行動計画（平成12年）の中には、同和問題とならんで、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などの、人権にかかわる重要課題が掲げられており、さらに、最近では、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示の問題など、新たな状況も見られる。

## イ 問題の背景と日本人の人権意識

このように、今なお様々な人権課題が存在し、さらに複雑化させている要因として、人権擁護推進審議会答申（平成11年）は、次のように整理している。

- (ア) 人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理で因習的な意識
- (イ) 物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮
- (ウ) 社会における人間関係の希薄化の傾向
- (エ) 国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化
- (オ) 国民一人ひとりにおいて、個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する心構えが十分に備わっているとは言えないこと

要するに、①現在も残る、伝統的な日本社会の中ではぐくまれて来た封建的な意識構造に根ざす側面、②今日の日本社会の急激な変化に基づく側面、そして③人権尊重の理念に対する理解、あるいはそのための学習の不十分さによる側面、という形に整理することができる。

とりわけ、③の側面にかかわって、答申は、総理府の「人権擁護に関する世論調査」（平成9年7月実施）の結果を引用しながら、

○ 基本的人権についての周知度が、いまだ十分とは言えない状況にあることや、自分の権利を主張するうえで他人の権利にも十分配慮する必要があるという認識がまだ国民の間に十分浸透していないことがうかがわれる。

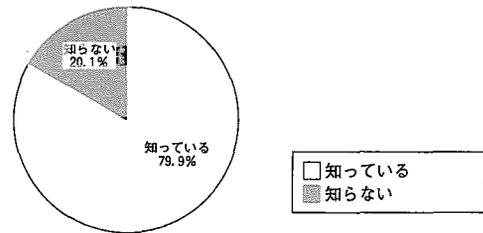
○ これらの周知度との関連で、自分の有する権利についての理解が十分でないことから、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が十分なされていないと指摘している。

### (4) 人権問題の解決に向けて

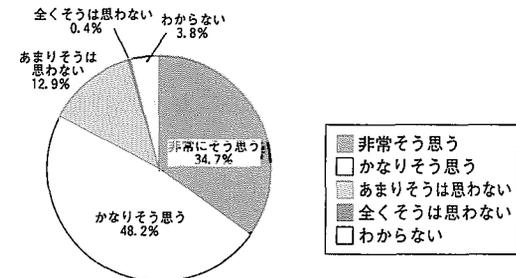
21世紀は「人権の世紀」と言われている。それには、これまで20世紀の様々な経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという、全世界の人々の願いが込められている。それは、また、世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して続けられてきた様々な努力が、一斉に開花する世紀にしたいという熱望でもある。

また、国内においても、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られる社会の実現が期待されている。

あなたは、基本的人権は優すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。



「近ごろ、人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見がありますが、あなたは、この意見についてどう思いますか。この中ではどうでしょう。



このように、人権問題の解決は、21世紀における国際的要請であり、国及び国民の責務として取り組んでいかなければならない最も重要な課題である。そのために、すべての国民に、あらゆる場を通じて、それぞれの発達段階に応じた、人権尊重の理念についての理解を深めるための人権教育が、積極的に推進されなければならないのである。

今後、人権教育を推進するに当たっての具体的ねらいとして、次のような項目が考えられる。

- ① 人権の意義やその重要性についての正しい知識を身に付ける。
- ② 日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性を育てる。
- ③ 日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付ける。

## 2 人権教育についての基本的な認識

### (1) 人権教育とは

「人権教育のための国連10年」では、「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義している。

また、国内行動計画においては、人権教育の目的を、「人権尊重の理念が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築する」こととし、「あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行う」としている。

以上のように、人権教育は、人権尊重の理念に関して人々の理解を深めるためのものであって、それにより、国民の人権感覚を培い、感性をはぐくむことによって、人権問題を生じさせている諸要因を解消し、人権問題が解決されることを期待するものである。そして、人権を配慮した言動が、すべての人々の行動様式として定着し、人権という普遍的文化が構築されることを最終目的とするものである。

### (2) 人権教育の現状と方向性

人権教育は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら、学校教育及び社会教育を通じ様々な取組が行われている。

しかしながら、ともすると知識を一方向的に教えるにとどまっている、人権尊重の理念について必ずしも十分認識していない指導者が見られる、などの問題が指摘されている。また、人権教育を推進するに当たっては、教育の中立性を確保することも重要な課題とである。

#### ア 学校教育

学校教育では、人権に関する様々な課題について、児童生徒が授業で学習したり、クラスで話し合ったりするなど、発達段階に応じた取組が行われている。

就学前教育においては、例えば、友達と一緒にものづくりをするなどの様々な遊びや生活を通して、幼児が他の幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ち

で行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えをはぐくむような取組が行われている。

小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じて学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育が行われている。また、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動など体験活動の充実が、人権教育の観点からも重視されるようになった。そのようなことを踏まえて、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するために国及び県の研究指定校等による実践的な取組を行っている。

さらに、いじめ、障害者などの人権に係る諸課題については、種々の取組が実施されている。例えば、障害者に対する正しい理解認識を深めるために、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒や地域社会の人々などが交流し合うといった実践的な取組である。

このように学校教育において人権教育が推進されているが、児童生徒の実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていないなどの問題等が指摘されている。

これからは人権についての知的理解をより一層深めるとともに、人権感覚をさらに磨き、どのようにして態度や技能・行動に結び付けるかという、一人ひとりの実践力を高める教育が求められている。

## イ 社会教育

社会教育においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会が提供されている。また、社会教育主事等の社会教育指導者を対象に様々な形で研修が行われ、指導者の資質の向上が図られている。

このように、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権教育が推進されているが、知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちであることや指導者が固定しがちであることなどから、ともすると学習参加者を十分に満たしていないなどの問題が指摘されている。

地域社会は、そこが人々の生活の場であることから、一人ひとりが生きがいをもって豊かに生きていくために、人々の多様な学習意欲に対応した人権教育の充実が求められている。

## ウ 家庭教育

家庭教育は、幼児期から子どもに豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などをはぐくむ上で、極めて重要な役割を担っている。本来、家庭教育は、各家庭において責任を持って行われるべきものであるが、今日、家庭の教育力の低下が指摘されており、児童虐待、ドメスティックバイオレンスなどの問題も深刻化してきている。このため、家庭教育に関する親の学習機会の提供や子育てに関する相談体制の整備など家庭教育を支援する取組が行われている。一方、親の差別的な意識が、言動を通じて、子どもに再生産されてしまう場合が少なくないと指摘されている。このため、親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを、日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められている。

### (3) 「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画における県の基本姿勢

すべての人が幸せな生活を営むためには、県民一人ひとりが互いに人間の尊厳や権利を尊び、差別や偏見のない平等と参加の地域社会づくりを実現していかなければならない。そのため、本県では、次のことを推進していくこととしている。

#### ア 県民の県民による県民のための人権教育

県民一人ひとりが、日々の暮らしの中で、主人公となって人権教育に取り組む。

#### イ 生涯を通じた人権教育

人権教育は、人権とは何かを学ぶことにとどまらず、学ぶことが人権であるにとらえ、いわゆる「人権としての教育」を生涯にわたって保障し、あらゆる機会を通して、すべての年齢層、すべての人を対象とした生涯学習の理念に基づく人権教育に取り組む。

#### ウ 同和教育の成果を踏まえた人権教育

「差別の現実から深く学ぶ」といった考え方など同和教育の成果を踏まえたうえで、発展的に継承し、さらに新たな手法を取り入れた人権教育に取り組む。

#### エ 国際的視野に立った人権教育

愛媛県においても、国際社会の一員として重要な役割を果たすため、国際的な人権基準を追求しながら、国際化時代に対応した人権教育に取り組む。

#### 《人権教育としての同和教育》

地対協意見具申（平成8年）では、同和問題について、「依然として我が国における重要な課題」ととらえ、「今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。」と訴えている。

一方、同和教育については「依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を求め、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである。」と提言している。

県をはじめ各市町村でも人権教育、人権啓発として再構築が進められているが、同和問題は依然として我が国における重要な課題であることを常に念頭におき、これからの人権教育の中に同和問題の解決という視点をしっかりと位置付けることを忘れてはならない。そして、同和問題の解決に向けたこれまでの取組、すなわち同和教育の成果を、人権に係るあらゆる問題の解決につなげていきたい。

人権教育の一環として同和教育を進めていく必要がある。

#### (4) 人権教育の4つの側面

人権教育というと、人権について学習する場と狭く受け止められがちであるが、国連などで述べられている人権教育の概念は、幅広いものとしてとらえられており、以下の4つの側面があると考えられている。

##### ア 人権についての教育 (Education on/about human rights)

人権について知識理解や認識を深める教育。人権問題の解決はその内容を正しく理解することから始まる。同和教育においては、「差別の現実に深く学ぶ」ことを通して、「何が差別か」、「どのようにして差別が生まれたのか」など、人権についての正しい理解や判断力を身に付けることができるよう、取組が進められてきた。

##### イ 人権としての教育 (Education as human rights)

教育を受けること自体が人権であるという考え方。教育を受ける機会の保障や学びやすい環境を整えることも含まれる。教育は人が生きるうえでも重要な営みである。これまで同和教育において、長欠・不就学への対応、教科書無償、奨学金制度などの教育条件整備や識字運動などの教育を受ける権利を保障する取組があった。

##### ウ 人権のための教育 (Education for human rights)

人権を守ろうとする個人を育成することにより、人権が大切にされる社会づくりを目指す教育。人権を守ろうとする個人を育成するためには、人権についての豊かな感性を養うとともに、人権問題を解決していくための「知識」「技能」「態度」を涵養することが重要で、これらは人権教育の中心的課題に関わる概念であると言える。

###### (ア) 技能

他者とのコミュニケーションや協力のしかた、問題を非暴力的に解決する方法など、具体的な場面でよりよく行動するための技能を身に付ける。

###### (イ) 態度

自分だけでなく他者の人権を大切にしたり、他者を受容したりするなど態度や人権を守るために共に行動しようとする意欲を身に付ける。

##### エ 人権を通じての教育 (Education in/through human rights)

人権が守られる状態をつくりだす教育もしくは人権が守られている状態で行われる教育。教室の中は常に人権を大切にしようとする雰囲気や包まれていなければならない。人権教育の基本となる側面である。同和教育においては、「全国高等学校統一応募用紙」の制定、「同和教育基本方針・指針」の作成などの取組があった。

#### (5) 人権教育の進め方

人権教育の4つの側面をとらえ直すと、学校教育においても社会教育においても、教育活動のすべての分野が人権教育に深い関係があることが分かる。したがって人権教育の推進にあたる者は、人権についての学習機会はもとより、あらゆる教育場面を人権教育推進の場ととらえ、